

5 まちづくりの基本方針

基本構想の将来目標の実現に向けては、行政だけではなく、本市の定住人口、交流人口、そして、関係人口²（人、企業、団体等を含む。）が、それぞれ主体的にまちづくりに参画し、持てる力を発揮することが重要であり、そのための環境を整える必要があります。

本市では、「平和都市宣言（昭和33年（1958年）8月10日制定）」及び「鎌倉市民憲章（昭和48年（1973年）11月3日制定）」の制定、御谷騒動³を契機とした「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和41年法律第1号）」の制定、三大緑地（常盤山・広町・台峯）の保全をはじめ、数多くの市民活動による共創の歴史があり、こうした活動が現在の本市のまちづくりの礎となっています。

しかしながら、昨今の人口減少や人口構成の変化（老年人口割合の上昇・生産年齢人口割合の低下）に伴う地域活力の低下、人口減少とバランスの取れていない土地利用に起因する生活様式の変化に伴う地域コミュニティの関係変化（希薄化）等は、本市がこれまで築いてきたまちづくりの礎にも大きな影響を与えています。さらに、人口減少や人口構成の変化は、財政運営をはじめとした都市経営全体に大きな課題を投げかけています。加えて、様々な社会事情に起因する市民の生活様式の変化や、国際的な課題である地球温暖化への対策（緩和策・適応策）等により、市民生活や市政を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした環境においても安心して自分らしく暮らすためには、それぞれに適した生活環境が維持・創出されることによる心理的安全が確保されている環境の中で、個々人だけの生きがいや幸せだけではなく、身の周りの人の生きがいや幸せも感じることができる社会が必要です。

そして、こうした社会を維持・創造するためには、地域や個々人が抱える課題を地域や周囲の人とともに解決できる環境づくりが重要であり、様々な課題をこれまで以上に自分事として捉え、その解決に取り組む過程を通じて「人」や「地域」が成長するという好循環を築くことが重要です。

今こそ、本市のまちづくりの礎となった共創によるまちづくりの流れを再興させ、それぞれの市民が、自身の課題に関わる関係者との連携を深めながら、その課題を解決する「地域」を形成し、この「地域」に様々な人が関わることで、これまでの地域による活動・活躍の枠を超え、「地域」がさらに発展する社会を構築する必要があります。

そして、こうして構築された社会が、今後継続・拡大する課題である地域コミュニティの活性化や地域防災力の強化、地域子育て支援、地域福祉の推進、長寿社会のまちづくり等を解決することで、これまで以上に人口減少が加速化し、行政だけによる課題解決が困難となる中でも持続可能なまちを創造できます。

² 移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域と多様に関わる人々のこと。

³ 鎌倉市では、昭和35年(1960年)頃より宅地造成ブームが始まり、鎌倉の歴史上、風致上とても重要な場所である鶴岡八幡宮の裏山・御谷もその対象となったことから、この開発を懸念した一般市民、学者、僧侶等が中心となり反対運動を展開し、最終的に昭和39年(1964年)に設立された公益財団法人鎌倉風致保存会による残地買収を以て、この騒動（反対運動）は終結した。

そこで、様々な人が、お互いを認め合いながら「地域」に関わり、課題解決に取り組むことができる社会の実現＝「**個々の力・地域の力を発揮する共創社会の実現**」をまちづくりの基本方針とし、行政として、それぞれの持てる力を発揮できる「地域」を整えます。

6 施策

基本構想の実現に向け、「個々の力・地域の力を発揮する共創社会の実現」という基本方針のもと、市として取り組むべき施策を整理します。

(1) 施策の体系

施策については、「施策の前提」「横断的施策」「ひとの共創」「暮らしの共創」「まちの共創」及び「計画推進体系」の六つの柱に分け、それぞれの柱に各施策を位置付けます。

(2) 施策の展開

各施策を進めるに際しては、次の点を考慮しながら、施策の対象となる方々の目線に立ち、当事者であることを意識した具体的な施策展開を図ります。

ア 施策間の連携

昨今の社会情勢下では、当初想定していなかった事態が発生した場合においても臨機応変な対応が求められることから、これまで以上にそれぞれの施策が相互に連携・補完し合いながら、施策目標の実現を目指します。

イ 施策と SDGs

SDGs とは、平成 27 年（2015 年）に国連サミットで採択された持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）のことで、令和 12 年（2030 年）を期限とする、先進国を含む国際社会全体の 17 の開発目標とこれを実現するための 169 のターゲットのことです。

本市は平成 30 年（2018 年）6 月に SDGs 未来都市に選定されましたが、これは、まちづくりの目標の実現に向け、社会・経済・環境の 3 側面をつなぐ統合的な取組が必要であることから、様々なステークホルダーを巻き込むに当たり、「SDGs」を共通言語として、さらなる取組を推進しようとするものです。

この考えは、「個々の力・地域の力を発揮する共創社会の実現」にも通ずるものであることから、「鎌倉ミライ共創プラン 2030」においても、施策と SDGs の関係を明らかにすることで、SDGs の達成を目指すとともに、SDGs の視点から施策の構成内容の点検・立案を行います。

(4) 各施策

ア 施策の前提

「平和」「共生」を施策の前提に位置付け、この施策を全ての施策に通ずる考え方として、各施策を展開します。

0-1 平和

○ 目標とするまちの姿

「平和都市宣言」及び「鎌倉市民憲章」の精神が市民間で共有され、市民一人ひとりが平和の大切さの認識をさらに深め、誰もが平和な環境で暮らすことができる世界（社会）の構築に向け、行動し続けているまち

● 主な取組

① 平和意識を啓発します

多様な世代の平和に対する意識を醸成するため、市の平和について考える礎であり、市の施策の根幹となっている「平和都市宣言」及び「鎌倉市民憲章」について、幅広い市民等に理解を深めてもらえるよう、身近な場で効果的に平和について考える啓発機会を提供します。

0-2 共生

○ 目標とするまちの姿

市、市民及び事業者が、それぞれの責務又は役割を果たし、相互に協力することで、市民がその個性や多様性を尊重され、自分らしくいることができ、また、お互いを支え合い、助け合うことで、安心して生活でき、社会の一員として、自らが望む形であらゆる分野における活動に参画する機会が確保されているまち

● 主な取組

① 誰もが自分らしく参画できる社会を構築します

社会のあらゆる分野の活動に、誰もが自分らしく参画できる社会の構築に向け、市民一人ひとりの人権が尊重され、互いを認め合う意識や他者を思いやる意識がさらに醸成されるよう、啓発に取り組みます。

② 相互理解・交流・協力に向けた環境を整えます

性別、国籍、文化等が異なる人々が、**ルールを守り**、互いを認め合い、積極的に交流し、柔軟に視点を変えながら協力し合うことで、自身を含めた身の回りの環境をより良くできる仕組みの構築や意識の啓発に取り組みます。

イ 横断的施策

「防災」「地球温暖化」を横断的施策に位置付け、この施策の取組だけでなく、他の施策の取組についても、全体的かつ具体的・意識的に進めることで、この施策の目標の実現を目指します。

1-1 防災

○ 目標とするまちの姿

自助・共助・公助の視点で、ハード・ソフトの両面から総合的な自然災害対策を講じた高い防災力があり、かつ、あらゆる危機事象を想定した体制・制度が、国・県・関係機関等との連携により整備され、市民の生命・財産が守られているまち

● 主な取組

① まちづくりの視点による防災対策を展開します

災害に強いまちに向け、都市としての防災性の向上、災害の発生に備えた事前準備、想定される被害への対応と早期の復旧・復興を視野に入れた総合的な防災対策を展開します。

② 市の防災体制を強化します

「鎌倉市地域防災計画」に基づく災害時体制の強化として、平時及び災害時における様々な方法での防災情報の提供、災害リスク、避難方法等の周知及び様々な種類の標識設置により、適切な避難行動につなげます。また、多様な事情に配慮した避難所環境の整備や、津波災害に備えた津波避難対策に取り組みます。

③ 地域の防災力を強化します

災害時に適切な判断や行動ができるよう、平常時からの防災意識を向上するため、市民向けの研修や講話を実施するとともに、自主防災組織の育成を支援します。

④ 市の危機管理体制を強化します

「鎌倉市国民保護計画」等を適切に運用します。

災害・危機事象発生時の優先業務を遂行するための体制を整備します。

⑤ 発災時の災害対応の拠点を整備します

大規模な地震をはじめとした様々な災害発生時に、市民の生命や財産を守る適切な対応を行うための拠点を整備します。

⑥ がけ・急傾斜地対策を行います

がけ崩れ及び土砂の流出等による災害の予防対策として、急傾斜地崩壊危険区域等での防災工事を促進します。

◎ 共創のパートナーと共創の取組

☒ 市民	☒ 地域	☐ 市民活動団体	☒ 関係者
☐ 事業者	☐ 滞在者	☒ 他行政機関	☐ その他

市民とともに、「自らの身は、自ら守る」という自主防災の観点から、非常用備蓄、家具等の転倒防止対策の実施等の予防対策、災害時の家族の連絡体制や行動についてのルールづくり等の防災対策を行います。

自主防災組織とともに、「皆のまちは、皆で守る」ため、平時から防災資機材の備蓄や点検、防災訓練への参加等、事前の準備、災害発生時には情報収集、伝達、初期消火活動、救出救助等を行います。

公共機関等の防災関係者・他行政機関とともに、平時及び災害時における防災活動を行います。

1-2 地球温暖化

○ 目標とするまちの姿

太陽光や豊かなみどり等の「資源」を余すことなく活用した省エネ・創エネ・蓄エネの取組により、脱炭素社会への移行が進むとともに、気候変動に適応し、地球温暖化の緩和に貢献しているまち

● 主な取組

① まちづくりの視点による地球温暖化対策を展開します

豊かで安全なまちに向け、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量を削減（緩和策）し、また、気温の上昇、災害の激甚化等に適応（適応策）するため、総合的な地球温暖化対策を展開します。

② 脱炭素につながるライフスタイルへの転換を促進します

二酸化炭素の排出量や削減量の見える化、脱炭素の取組による経済効果等のメリットの明確化を行うとともに、脱炭素に関する周知啓発や、学校における環境教育を行います。

③ 再生可能エネルギーの普及や省エネ機器等の導入支援を加速します

ZEB⁴・ZEH⁵に関する情報発信、ZEH への補助拡充や、再生可能エネルギー設備・省エネ機器・電気自動車等への補助を行います。

④ 気候変動に適応した暮らしを促進します

温暖化による影響や健康被害への注意喚起に関する情報等を発信し、気候変動に対して、市民、事業者等が適切な適応行動をとれるように促します。

◎ 共創のパートナーと共創の取組

■市民	■地域	■市民活動団体	■関係者
■事業者	■滞在者	■他行政機関	□その他
多くの主体とともに、脱炭素に向けた自発的な取組を進めます。			

⁴ 快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間のエネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物。

⁵ 住宅の断熱性能の向上、設備の省エネ性能の向上及び再生可能エネルギーの活用等により、年間の空調（暖房・冷房）、給湯、換気及び照明設備に係る一次エネルギー消費量が正味ゼロとなる住宅のこと。